

聖なる丘だより

第48号

■発行日／平成30年10月

恩田スポーツ少年団の子供たちが
少林寺拳法を披露してくれました！



もくじ

● 病院機能評価の更新審査の認定を受けました P2

● シェアさなみ P2

● ご近所福祉サロン 健康教室 P3

● PETサマーセミナー P4

● 13N-アンモニアPET検査 P5

● 放射線治療「ノバリス」は
平成30年9月をもって終了しました P6

● 職員紹介 P6 ● リハビリだより P7

病院の理念

信頼される

私達は地域住民に安心できる病院を目指します。

親しまれる

基本方針

1. 患者さまの人権を尊重し、個人の情報を保護します。
2. 安全管理を徹底し、患者さまに満足される医療を提供します。
3. 最新の医療機器・設備による高水準の医療を提供します。
4. 地域医療機関との連携を強化し、患者さまのニーズに応えます。
5. 働き甲斐のある職場、健全な病院運営に努めます。



医療法人聖比留会

セントヒル病院

〒755-0155 山口県宇部市今村北3丁目7番18号

TEL(0836)51-5111 FAX(0836)51-9999

<http://www.sthill-hp.or.jp/st/>

セントヒル病院

検索



日本医療機能評価機構
認定番号 MAS4-3 号

病院機能評価の更新審査の認定を受けました！

当院は日本医療機能評価機構の認定病院ですが、このたび更新審査を受審し合格しましたので御報告します。平成15年3月の初回認定から5年毎の更新を重ね、今回で4回目の認定となります。今後も質の高い医療を目指して邁進して参りますので、地域住民の皆様、医療機関の皆様、どうぞ今後もよろしくお願い致します。



一般病院1の認定証



慢性期病院の認定証

病院機能評価とは、サーベイヤーと呼ばれる評価調査者が、中立・公平な立場に立ち、第三者の目で病院の活動状況を評価するものです。当院は、平成15年3月の初回認定から5年毎の更新を重ね、今回で4回目の認定となります。

シェアさわなみ

平成30年7月22日(日)片倉温泉くぼたデイサービスセンターにて、第1回「シェアさわなみ」フェアを開催しました。医療・看護・介護・福祉を通じて沢波川流域の川上校区、西岐波校区を中心とした地域を他の産業と共に活性化することを目的としたイベントで、当日は猛暑にもかかわらず約100人もの方が足を運んでくださいました。

会場内では血糖測定もできる簡易健康チェック、健康相談やお薬相談ができるコーナーなどのブースを設け、メイン会場では様々な業種の方に健康に関するお話をいただきました。その中でも一番好評だったのが、重要文化財復元の第一人者で宇部市出身でもある馬場良治画伯による、「こころの健康、からだの健康」をテーマとした講演です。若い頃に体の調子を壊された先生が、東京から宇部に戻

られて徐々に回復されていったお話で、そこには数々の先生独自の健康法がありました。先生は「それぞれの健康法を病院に任せきりにせず、自分で想像して作り出すことが大切である」と話されました。

会場には入りきれないほどの聴衆が先生の造詣の深さに唸ったり、突拍子もない体験談に大笑いしたりしながら、楽しく聴き入りました。

「シェアさわなみ」では今後、地域住民の方の健康増進の一助になるような講演やイベントを年3～4回、定期開催する予定にしております。



相談コーナーの様子



馬場先生の講演会

ご近所福祉サロン 健康教室

「食」に対する意識を
高めよう!



2018年度の地域住民の皆様に対する健康増進を促進する企画として、ご近所福祉サロン2か所(iikotoメイト・今村くらしの相談室)で2回ずつ当院の管理栄養士による健康教室を開催いたしました。50歳代から90歳以上の方まで43名参加していただきました。日ごろから減塩や多くの食材をバランスよく摂取するなど注意、実行されており、食に対する関心の深さを感じられました。

1回目は、東京都健康長寿医療センター研究所が開発した食品摂取の多様性スコアを構成する10の食品群の頭文字を取った言葉「さあにぎやかにいただく」を使い、多くの種類をまんべんなく少しずつ食べる事についての説明をしました。まずは食べる事、食べるために口の環境を整える事、しっかり咀嚼するためにすぐに形態を軟らかいものに変えない事、保存食をうまく使う事、ジュース等を利用する場合は原材料・糖分・塩分を確認する事、肉の種類や部位を選ぶ事等理由も説明したことで更に実行項目が増えたと思われます。

2回目は前回配布した多様性スコアの結果確認を行った後、減塩の食事について説明しました。皆さん「食」に対する意識と行動力が確実に強くなっていることがわかりました。毎日多様な食事を食べている人は、高齢でも元気に生活していることがわかっています。当院の健康教室も『元気な生活を続ける』そのお役に立てたのではないかと考えております。



iikotoメイト

7月18日、8月8日開催



今村くらしの相談室

7月2日、8月6日開催



大会ポスター

2018年8月24日(金)～26日(日)にPETサマーセミナー2018が山口湯田温泉のホテルかめ福にて開催されました。本大会は当院放射線科の菅先生が大会長となり、全国のPET施設の関係者、PET関連学会の方が参加される全国規模のPETセミナーです。約570名の方が参加され、本大会のテーマである「PETへの熱き志」のもと多くの方が発表、ディスカッションを通してPETの知識を深め合い、交流の和を広げました。



菅先生による大会長挨拶



セミナーの様子



運営スタッフのみなさん

13N-アンモニアPET検査

県内で唯一当院のみが検査を行っている**13N-アンモニアPET検査**の紹介です。

13N-アンモニアPET検査とは？

13N-アンモニアPET検査は、他の検査で診断のつかない場合の虚血性心疾患の診断に保険適応とされる検査となっています。虚血性心疾患とは心臓に血液を運ぶ冠動脈が細くなり、血液の流れが悪くなる事により、心臓の筋肉へ血液を十分に供給できなくなる疾患です。13N-アンモニアPET検査は、心臓の筋肉に流れる血流量の測定(数値化)を行う検査となります。この検査は、従来の心筋シンチグラフィ検査に比べ再現性が高く、解像度も高く、心臓全体の血流が低下している場合にも、心筋血流量の数値化が可能のため、心臓の状態を正確に把握する事が出来ます。



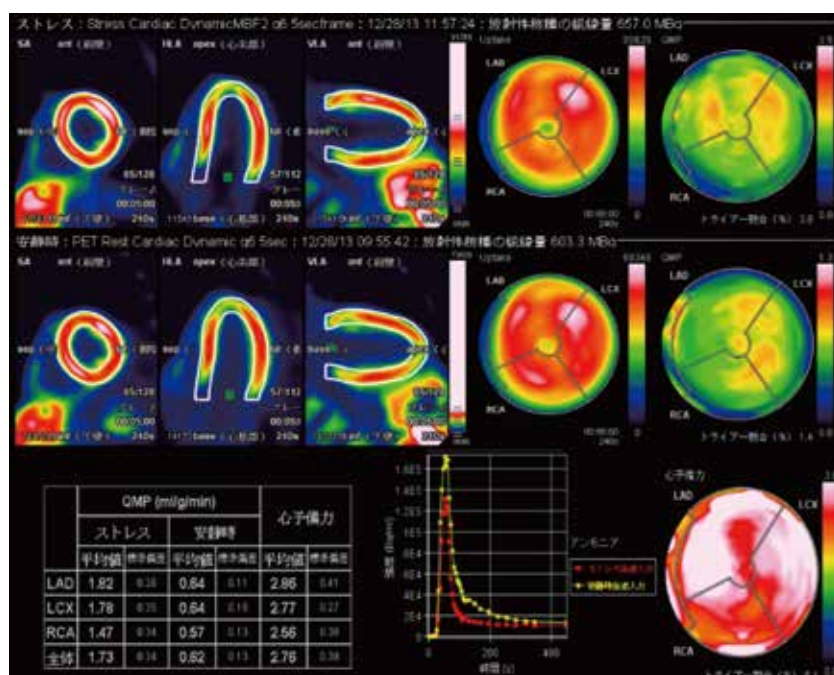
検査の流れは？

安静時と薬剤負荷時にそれぞれ20分ほどの検査を2回行います。また、検査薬を上肢の静脈から投与いたします。(薬剤負荷によって、どれだけ血流量が増えるかを数値化する事により心筋血流予備能を算出しています。)

検査はどこでも受ける事できるの？

専用の施設とサイクロトロンと呼ばれる加速器を持っていること、保険適用のためには国から許可されたアンモニアの合成装置が必要とされています。さらに、正確な判断を行うためには専用の解析装置も欠かせません。これらの条件を満たしている保険医療機関は、限られています。

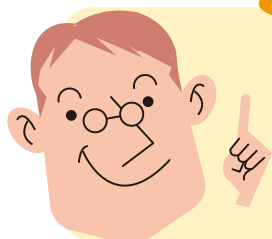
県内では、セントヒル病院でのみとなっています。



おわりに・・・

虚血性心疾患が増加しており、正確な心筋血流の評価が強く求められています。一方で高齢化に伴い、腎機能の問題を抱えている患者さんも著しく増えています。13N-アンモニアPET/CT検査はそれに応えることのできる検査となっています。

セイムPET画像診断センタースタッフは一丸となって、正確でより質の高い医療を提供できますよう研鑽に努めて参ります。



放射線治療「ノバリス」は平成30年9月をもって終了しました

平成19年3月に西岐波セントヒル病院に導入された放射線治療「ノバリス」は平成30年9月をもって終了しました。今後は厚南セントヒル病院に新たに導入される「サイバーナイフM6」(平成31年1～2月稼働予定)で放射線治療を行っていきます。当院の理念にもある高水準の医療が提供できるよう、法人医療機関内で連携していき今後も患者さんに最高の医療を提供できるよう努力していく所存です。



厚南セントヒル病院に
導入される
サイバーナイフM6です。



職員紹介

新しいスタッフが加わりました!



リハビリテーション科

手塚 亮助

4月よりリハビリテーション科に所属となりました理学療法士の手塚亮助です。趣味は登山とダーツなど体型の割に動くことが好きです。目標は「相手の痛みのわかる思いやりのある理学療法士」を目指して、誠心誠意頑張ります!

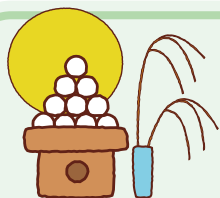
今後ともよろしくお願いします!!



2階病棟

柘植 かなえ

4月からセントヒル病院に入職しまだまだたくさん覚えることだらけですが、頼れる先輩達に支援してもらいながら充実した看護師生活をスタートさせてもらっています。先輩ナースの良いところをたくさん吸収して「あなたがいてくれてよかった!」と患者様に思ってもらえる看護師になれるよう頑張っていきたいと思います。



リハビリだより うっかり転倒について

高齢者が転ぶ原因について調べた結果によると、1位がつまずいた、2位がすべった、以下足を踏みはずした、めまい・ふらつき、と続きます。また、転ぶ場所としては、家の中では居間、家の外では平らな道が一番多くなっています。すなわち、慣れた場所やなんでもない場所で、ちょっと躓いたり、すべて転んでいる姿が浮かんできます。対策としては、転倒の原因となる病気（たとえば足や膝の痛み、白内障、めまいなど）をできるだけ治すこと、眠気やふらつきをおこす薬を飲んでいる時は、特に夜間のお手洗いのときに気をつけること、運動をして筋力をつけること、などがあげられます。転んだ原因をつきとめ、二度と同じ原因で転ばないようにすることも大切です。そこで今回は、**自宅でも簡単にできる足の筋力運動のいくつかを紹介したいと思います。**

① つま先立ち

主にふくらはぎ（下腿三頭筋）を鍛えます。椅子に座り、踵をしっかりと上げます。この時に、つま先が床から離れないように注意しながら行ないましょう。

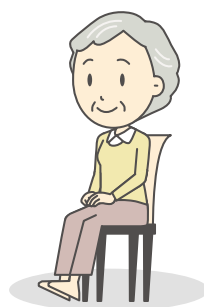
目安となる回数 **10回～15回程度**



② つま先上げ

主に脛の前側にある筋肉（前脛骨筋）を鍛えます。①と同じ姿勢で、つま先をしっかりと上げます。踵が床から離れないように注意しながら行ないましょう。

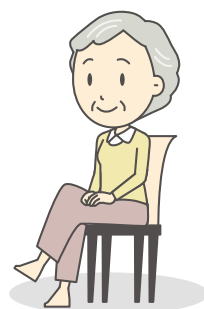
目安となる回数 **10回～15回程度**



③ 股関節屈曲運動

主に股関節を曲げる筋肉（腸腰筋）を鍛えます。椅子に座り、膝を胸に引き上げるようにして行ないます。この時、上半身を膝の方に動かさないように注意しながら行ないましょう。

目安となる回数 **左右各10回～15回程度**



check!

最後に・・・



運動を行なう時は、呼吸を止めないように意識しながら行ないましょう。いきなり勢いよく動かすと、筋肉が痛く感じる場合があります。まずは自分に合った回数から始めてみてください。

少しずつでも毎日続けることが大切となるので、無理をせず楽しみながら行ってください。



スタッフ募集中

セントヒル病院は、長く働いていける職場を目指しています。私たちと一緒に働いてみませんか？

募集職種	看護師 ▶ 募集人員5名	准看護師 ▶ 募集人員5名
勤務内容	病棟、透析室、外来、手術室での看護業務	病棟、透析室、外来、手術室での看護業務
勤務時間	(日 勤) 8:30～17:00 休憩60分 (夜 勤) 16:30～ 9:00 休憩120分 (透析日勤) 8:00～16:30 休憩60分 (透析夜勤) 16:30～24:00 休憩 60分 ※その他、配属部署により早出・遅出勤務等あります。	
給 与	[基本給] 月額200,000円～ *職務経験考慮いたします [賞 与] 年2回 *人事考課制度の適用有り [昇 給] 年1回	[基本給] 月額156,000円～180,700円 *職務経験考慮いたします [賞 与] 年2回 *人事考課制度の適用有り [昇 給] 年1回
諸 手 当	[夜 勤 手 当] 14,500円/回 [透析夜勤手当] 6,500円/回 [認定看護師] 20,000円/月 [住 宅 手 当] 10,000円/月(借家の世帯主であること) [通 勤 手 当] 通勤距離に応じる、限度額20,000円/月	[夜 勤 手 当] 12,300円/回 [夜間透析手当] 6,000円/回 [住 宅 手 当] 10,000円/月(借家の世帯主であること) [通 勤 手 当] 通勤距離に応じる、 限度額20,000円/月
●休 日/原則として週休2日、1ヶ月単位の変形労働時間制による週37.5時間勤務 その他、正月休暇、盆休暇有り 年次有給休暇 初年度10日(入職日より5日取得可) ●社 会 保 険/健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険 ●退職金制度/確定給付企業年金制度有り(勤続3年以上) ●そ の 他/院内託児所有り、夜間保育有り(2回/週)、育児休業及び育児短時間正社員制度有り、 長期職員研修における援助有り ●採用担当者/看護部長 宇都宮 ●電話番号/(0836)51-5111		

患 者 さ ま の 権 利

1.人権を尊重される権利

- 疾病の種類、社会的立場等に関わらず、すべての人には良質な医療を平等かつ公平に受けられる権利があります。患者さまは個々の人格や価値観などを尊重され、自らの意見を述べる権利があります。
- 人道的ターミナルケアを受ける権利及びリビングウィルを尊重し、できる限り尊厳を保ちつつ死を迎える為にあらゆる可能な支援を受ける権利があります。

2.最善の医療を安全に受けられる権利

- 常に患者さまご自身にとって最善の医療を受ける権利があります。

3.プライバシーが守られる権利

- ご提供いただいた病気に関わる私的な情報や診療の経過で得られた情報は当院の規程に従い厳正に取り扱います。患者さま自身の許可なく第三者へ提供しません。
- 医療の発展のため、治療の成果等を研究や教育へ活用させていただく事があります。使用の際には、プライバシーの保護には細心の注意を払います。

4.医療の情報を知る権利

- ご自身のカルテに記載された自分自身の情報を開示され、自己の健康状態について情報を得る権利があります。

5.理解し納得できるまで説明を受ける権利

- 治療や検査の必要性や効果、危険性、他の治療方法の有無などについて、わかりやすい言葉や方法での説明を求める権利があります。

6.医療行為を選択する権利

- 自分の意思で主体的に治療方法等を決定することができます。また、複数の専門医等(セカンドオピニオン)の意見を求めたり、他の医療機関へ移動する事も出来ます。してほしくない治療を断ることもできます。
- 他の医師の意見を求めることで不利な扱いを受けることはありません。

平成14年9月10日作成
平成19年11月8日改定
平成20年11月6日改定
平成24年4月1日見直し



患者さまを
ご紹介いただける
医療機関へ

患者さまの診療情報提供書を事前にお受けしています。
診療情報提供書を当院地域連携室FAX.0836-54-0911へお願いします。
FAXの受付は平日(月曜日～金曜日)9時～17時となっています。